

宮城県自然環境保全審議会

日時：平成26年3月27日（木）

午後2時から4時まで

場所：県庁9階 第1会議室

配布資料

- 資料1 第1次鳥獣保護事業計画の概要について
- 資料2 第三期宮城県ニホンザル保護管理計画の概要について
- 資料3 第二期宮城県ツキノワグマ保護管理計画の概要について
- 資料4 第二期宮城県イノシシ保護管理計画概要について
- 資料5 宮城県ニホンジカ保護管理計画概要について
- 資料6 宮城県生物多様性地域戦略の策定について
- 資料7 三陸復興国立公園の創設及び南三陸金華山国立公園の国立公園への編入について
- 資料8 仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査の概要について
- 資料9 仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査報告書（平成24年度）
- 資料10 宮城県自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況一覧

1 開 会

事務局から開会を宣言。

2 挨拶（環境生活部次長）

皆さん、こんにちは。本日は年度末の大変お忙しい中、宮城県自然環境保全審議会に御出席をいただきまして厚くお礼を申し上げます。また、委員の皆様方には日頃から本県の自然環境保全の推進につきまして、格別の御理解と御支援を賜っておりますことに対しまして、この場をお借りしまして、心からお礼を申し上げたいと思います。

さて、平成25年度も残り数日ということになりました。今年度の本県における自然環境保全に関する動向を顧みますと、後ほど事務局より御説明をさせていただきますが、昨年5月24日には陸中海岸国立公園の名称変更が行われまして、三陸復興国立公園が増設をされたところでございます。宮城県では唐桑半島と大島の一部が新しい国立公園となりました。また現在、環境省におきまして南三陸金華山国立公園の国立公園への編入に向けた事務手続が進められておりまして、一年後くらいには国立公園になるのかなと思っております。

また、11月13日から17日までの5日間、仙台市におきましてアジアの国々を中心に政府関係者、研究者など約800人の方に御参加いただきまして、第1回アジア国立公園会議が開催されたところでございます。この会議では、自然保護と地域発展の両立に向けたアジアからのメッセージとも言えますアジア保護地域憲章、別称仙台憲章などがまとめられました。

こうした明るい話題やイベントがあった一方で、野生鳥獣によります農林業被害の問題が顕著となってきているところでございます。特にイノシシにつきましては、生息数の増加及び生息域の拡大に伴い農業被害の更なる拡大が懸念をされているところでございます。また、ツキノワグマにつきましても、ここ数年市街地への出没件数が増加しておりまして、今年度は人身被害が3件発生しているところでございます。東日本大震災の発生から3年が経過をいたしたところでございます。4月からは宮城県の震災復興実施計画が再生期に入るわけですがけれども、県といたしましては、今後とも豊かな自然環境や生活環境の保全を図りながら、人と自然が調和した美しく安全な環境づくりの実現に向けて、様々な取組を着実に推進してまいりたいと思っておりますので、引き続き皆様方の御理解と御協力をお願いいたします。

本日の審議会では、諮問をさせていただく議題はございません。報告事項として、1. 第11次鳥獣保護事業計画の進捗状況、2. 宮城県特定鳥獣保護管理計画の進捗状況、3. 宮城県生物多様性地域戦略の策定、4. 三陸復興国立公園の創設及び南三陸金華山国定公園の国立公園への編入、5. 仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査の概要の5件についての説明と今年度開催されました温泉部会に係る処分状況についての報告をさせていただくこととしておりますので、忌憚のない御意見や御提言をお願いいたします。結びに、本日御出席の皆様方の御健康と更なる御活躍を祈念申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。本日はよろしく御願いたします。

3 報 告

【事務局から、出席者数（構成委員21人中5人欠席、過半数出席により、当審議会条例第6条第2項の規定により、有効に成立）の了承を得る。】

【続いて、配布資料の確認後、会議の公開・非公開について報告。】

平成12年3月21日に開催された当審議会において審議された結果、審議案件については公開とし、各部会の審議結果報告については内容によって一部非公開とすることとしております。そのため、「温泉部会からの報告」については、法人及び個人の事業に関する情報が含まれていることから非公開となります。

したがいまして、温泉部会の審議結果報告になりましたら、傍聴者・報道関係の皆様には一時、御退席を願うこととなりますので、あらかじめ御了承願います。なお、会場にも掲示して

おりますが、傍聴者の皆様のお手元に配布しております傍聴要領に従って会議を傍聴していただきたいと存じます。

4 議 事

司 会：それでは、早速報告事項に入らせていただきます。当審議会条例第6条第1項の規定により、以後の議事の進行につきまして、菊地会長をお願いいたします。

なお、御発言の際は記録の関係上、挙手をしていただきまして、係の者がマイクをお渡ししますので、マイクを通しての御発言ということで、よろしくをお願いいたします。それでは、菊地会長をお願いいたします。

菊地会長：会長の菊地です。先ほど次長の挨拶にもありましたように、本日の審議会は本年度1回目ですけれども審議する議題はございませんので、本年度の県の環境保全の進捗状況についての報告に皆さまのご意見をいただき、今後の県の施策に反映させていくことが出来ればと考えております。野生鳥獣の管理につきまして、私は個人的には青葉山に居ることが多いのですが、明らかに今年度はクマの出没の知らせが増えてきておりますし、私の居住地の錦ヶ丘地区では、イノシシが目撃されるようになってきているようです。野生生物との関係というものが、かなり難しい局面に入りつつあるのかなという感じも受けております。生物多様性ということですと、宮城県の仙台港から福島県境までの海岸は、自然度が高いことで県の自然環境保全地域に指定されているわけですが、ご存じのとおり3年前の津波で壊滅的な被害を受けて、現在自然の回復過程にあるわけですが、防潮堤の建設が進められ、またかさ上げ工事などもあり、私個人的にはその自然度の低下に危惧を持っております。海岸の自然環境保全に関わる現在の県の取組等について、本日の審議会での説明をお願いしたところであります。自然環境と野生生物の保全と私どもの生活や防災との折り合いは非常に難しいものと感じているところです。皆様のそれぞれの分野からの忌憚のない御意見をいただければと思っております。

はじめに本日の予定ですが、審議会の終了予定は午後4時までとなっておりますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。それでは、報告事項（1）第11次宮城県鳥獣保護事業計画の進捗状況について、御説明をお願いいたします。

事務局：（資料説明）

菊地会長：ありがとうございました。ただ今の報告について委員の皆様から確認したい事項、又は御意見等はございますか。

村上委員：とても良いお話をいただきましたが、ハンティングの関係で大分多くの応募をいただ

き、20名の方を採用したということで、どういった方々が応募されて、どういった方々が採用されたのか、分かれば教えてください。

事務局：手元に資料を持ってきていないのですが、今回の応募に当たっては都市を中心に比較的若い方の応募が多く、既に仕事をお持ちの方で農業や農業関係の団体に従事している方、サラリーマンの方からの応募もございました。募集に当たりますには、皆様に小論文を書いていただき、高い意欲を持っているということを確認の上、選考させていただきました。地域的な偏りで都市部からの応募が多かったのですが、採点に当たりますには地域性を考えようということで、地方にお住まいの方に加点をするという形で採点をして選考させていただきました。

村上委員：ありがとうございます。ご存じのとおりイノシシは岩手まで北上しており、新聞等々にも出ていますが、仙台市内の団地までイノシシやクマが出てきているので、仙台周辺の市町村とも連携を組ませていただきながら、こういったチャンスをいただき、我々の方も力を入れていきたいと思えます。お礼の言葉です。

菊地会長：他に質問はございませんでしょうか。

永広委員：野生の鳥獣肉の放射性物質検査に係わる事項ですが、25年度は表にあるような検査結果が出てまして、24年の6月に県の全域を対象にイノシシとツキノワグマの肉に出荷制限が出ておりますが、25年度の検査を受けて現状はどうなっていますでしょうか。

事務局：震災後、かなり早い段階でこれらのものに一定程度以上の放射性物質があるということで、自然保護課では狩猟の食用等を含めまして、食用の自粛をしてくださいというお願いをしているところでございます。その後、国におきまして食肉、野生肉の基準が非常に厳しくなったということもあり、ツキノワグマとイノシシに関しては県内全域において、流通規制という形で販売等をしてはいけないという指示が入っているところでございます。その後、県としては放射性レベルが下がったものについては早期に解除をして、また食用をすることが可能なのであれば、そうしていきたいという思いもありまして、国の基準に沿って放射性物質の測定をさせていただいております。今回も既に高い値が出た市町村においては3または4個体、そうじゃない地域につきましては1個体ということで測定しておりますが、国の基準を満たすようなところに継続して低い値が出ている状況にはないところもございまして、引き続き流通規制が掛かっているところでございます。流通規制は掛かっていないのですがニホンジカにおいても測定をしている状況で、石巻地区を中心とする牡鹿半島周辺のニホンジカについては低いレベルの状況である一方、気仙沼については一定程度高い値が出ている状況で、今はまだ流通規制は掛かっていない状況ですけども、何らかの判断が出てくる可能性の心配をしているところでございます。ただ、県内に

において流通等の実態があまりないというところもあり、自粛の願いをした以降、県内で食肉の利用を控えているところもありますので、本格的な流通には至っていない状況なのかなと思います。多くの市町村から獣害が増えているというということもありまして、食用も含めて効果的な対策を取りたいという希望もあり、来年度も同じように検査を実施して、極力きれいな地域については地域を区切ってでも解除できるような方向に持っていきたいと思っております。

永広委員：そうするとイノシシ、ツキノワグマについては国の出荷制限が続いていて、その他ニホンジカについて、県は自粛要請で対応しているということによろしいですか。

事務局：はい。

永広委員：はい。ありがとうございます。

平吹委員：今の件に追加して御質問させていただきたいのですが、今回14ページにある検体というのは県の方で無作為にサンプリングされたものを測られたデータなののでしょうか。というのは、個人で心配なものを持ち込むとどんどん測っていただけるよという情報をお聞きしたのですが、例えばそのデータを自動的に行政で集められてもっと検体数を増やしているという取組もあるのかと思ひまして伺います。

事務局：今回の検査につきましては、県が猟友会等に委託をして、この市町村でこの頭数を捕ってくださいというお願いをしております。それを県が別途委託をしております一定の基準を満たした検査会社に発注をして、そこに冷凍をして運び検査をして将来的に使えるデータとして蓄積をしております。食用の自粛をお願いしている状況ではありますが、市町村で実施されている簡易の検査機器等で、自分で捕ったものを活用したい場合には私が捕ったものは低い値なので活用しますということで、安全を確認していただいたものは活用が可能となっております。それらのデータにつきましては、簡易な機器でのデータということもありますので、現在県として活用している状況ではございません。

平吹委員：分かりました。検査の精度も信頼性として行政の立場もあると思います。検体数は多ければ多いほど良いということもあると思いますので、その辺のところを御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

菊地会長：そのようなことについて、情報自体は集めておられるのでしょうか。

事務局：今の段階では個別に測られたものにつきましては、情報は集めておりません。それぞれ解除に当たって検査に一定のルールがありまして、それに沿った形で検査をしております。

大山委員：資料1の1ページ目なんですけど、2点ありまして、鳥獣保護区の設定等に絡みまして、全県的な鳥獣の調査はやられているのかと、今回2件再指定ということがありまして、再指定に当たってモニタリング等調査をして、ここは適切だと再指定されているのかとい

うことをお伺いいたします。

事務局：狩猟に関する情報と申しますか、狩猟者の狩猟数等の調査を実施して、そのデータにつきましては、頂いて設定をするわけですが、設定に当たっては市町村や関係機関、猟友会等の意見を聞いて、コンセンサスがあるものについて指定をしていく形となっております。おそらく御質問の意図では通常自然保護区等を策定するときのような野生動物の調査になりますが、そういった形の調査については実施しておりません。

菊地会長：他に御意見ありますか。それでは、引き続き報告事項（２）宮城県特定鳥獣保護管理計画の進捗状況について、御説明お願いいたします。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、ただいまの御報告について皆さんから何かございますか。ないようでしたら次に（３）宮城県生物多様性地域戦略の策定について、御説明お願いいたします。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、ただいまの御報告について御質問、御意見をお願いします。

平吹委員：意見交換会の構成員なので、そちらで申し上げても良いことかもしれませんが、ここは別の会なのでここで話させていただきます。言い過ぎになるかもしれませんが、生物多様性は色々な県で作られているということで、ある意味金太郎飴みたいにどんどん出てきても困るだろうなとよく言われることなのですが、４ページを見ると震災の影響を反映するというのと有識者の視点を反映する、これが元々宮城県にある基本方針に加えて売りの部分という理解でよろしいのでしょうか。

事務局：委員のおっしゃるとおりでございます。

平吹委員：しかし、現実を見ると難しいわけですね。要するに実効性をどれだけ担保できるのかということが難しく、その工夫が色々あって庁内会議の中で組織されたような連絡会議もなさるといことなので、この辺のところ激しく厳しく揉んでいただかないといけないと思いますので、是非よろしくお願いいたします。

菊地会長：他に何かございますか。ないようですので次の（４）三陸復興国立公園の創設及び南三陸金華山国定公園の国立公園への編入について、御説明お願いいたします。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、ただいまの御報告に関しまして御質問、御意見をお願いします。

永広委員：ただいまの説明では三陸復興国立公園に編入された後、色々な行事をお考えだということですが、先ほどの生物多様性のところで構想されているタウンミーティングのようなボトムアップのような行事の計画はされていないのでしょうか。三陸復興国立公園は宮城県の地元になんか観光資源、あるいは環境教育のような資源があるのかということを経元

の方が再確認される良い機会だと思いますので、単に編入されるのを待つのではなくて資源を確認しながら、これまでの国立公園を国立公園にレベルアップしていくようなことを県も主導でやらないと、せっかくの活用のチャンスが意義としては少し落ちてしまうのかなと思います。先ほどの種差海岸の時も中央環境審議会の視察などに合わせて、地元の方もそのようなフィールドの調査に同行されていたと記憶しております。そういうことをされると地域の活性化も図れると思いますので、幸いまだ時間がありますので、いくつか計画されれば良いのかなと思います。

事務局：国立公園の編入に当たっての実際の事務というのは三位一体の改革以降、国が主体的に行うことになっておりますので、実際の編入に当たっての地域資源や調査等は国が主体的に実施しているところであり、地域の住民の方の意見交換会等もかなりの回数を実施されていると聞いておりますが、委員のおっしゃるとおり、県においても、それを側面的に支援していく必要があると考えておまして、昨年度、三陸復興国立公園に関するシンポジウム等を開催させていただきました。今年度におきましては、アジア国立公園会議が仙台で開催された際、本県におきましてブース等を配置させていただきました、その中でもセッション等一部見直しをして情報を発信させていただきました。もう一点御指摘いただきました件につきまして、三陸復興国立公園等を活用していく人材の育成等も県としても担っていく重要な役割だと考えており、来年度新しい事業としまして「森・里・川・海がつながる宮城の自然再発見事業」というものを実施する予定でございます。これは今回の国のグリーン復興プランの中で三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイルということで、青森県の八戸から福島県の松川浦まで長距離遊歩道が整備されることになっておりますので、そういった地域の資源を活用してエコツーリズムに取り組むような人々を積極的に県として支援や普及啓発を図るような事業を実施することとしております。国立公園なので一時的には国がやりますと言っているところですが、県としても邪魔にならない範囲で側面から支援していきたいと考えております。

永広委員：仙台でシンポジウムをやられるというのは大変結構なことだと思いますが、もっと地元密着型、今回で言えば気仙沼、南三陸、石巻、女川という4つの市町が関わるわけですが、地元でもっと詳細な、色々な活動をされる方が活性化にはつながるのかなと思います。

事務局：すみません。私の説明が不十分だったのですが、取り組みます森・里・川・海がつながる宮城の自然再発見事業というものは、仙台でというよりはむしろ今回国立公園になる地域を中心に、そこでの人材育成を念頭において事業を進めるようにしております。

菊地会長：他にございませんか。

平吹委員：何度もすみません。最後のところで将来国立公園になってしまったら、県の権限が国にってしまうところをもう少し詳しく教えてください。というのは、宮城県はこれまで県の学術調査をやられて、地元ならではの知識というものを蓄積されていると思うので、そういうものがきちんと活かされていくのか、国のレベルで色々決められるというのは、時代に逆行するようなその辺の不安は持たなくても良いということなののでしょうか。

事務局：実際に国立公園になりましても、そのエリアが宮城県の中にありますので、県として必要な事業については、引き続き実施すると思います。ただ、テクニカルな問題で申しますと国の補助金等をいただいて、例えば国定公園で実施する事業等に関しましては、国からいただくことができなくなりますので、そういった事業につきましては逆に国でしっかりやってくださいよという形になるかと思えます。

菊地会長：よろしいでしょうか。

平吹委員：ちょっと分からないのですが、追々。この場でお聞きすると長くなりますので。

菊地会長：それでは、次に（５）仙台湾海浜県自然環境保全地域学術調査の概要について、御説明お願いいたします。

事務局：（資料説明）

菊地会長：それでは、ただいまの御報告に関しまして御質問、御意見をお願いします。

平吹委員：すみません。２件ほどあるのですが、１つは今御説明いただいた資料８の２ページに書かれている参考の部分で恐縮なのですが、自然環境保全条例上の手続について３行目に非常災害のための必要な応急処理についての増改築については届けが不要だということになっているのですが、これは言ってみればこの委員会に発言権のようなお願いをする権限はないというようなことを示しているのでしょうか。もう１つ（４）の３では、林野庁も検討会議を設けておりますので、これもお調べいただいて明示していただければと思えますがいかがでしょうか。

事務局：これにつきましては、条例上の手続をそのまま書かせていただいたということで、特にこの審議会についてということではなく、手続上はこういう手続になっておりますということを書かせていただきました。もう一つ（３）の自然環境の配慮に係る有識者による相談、アドバイス制度につきましては、通常の防災の工事の際に加えて自然環境を配慮するための仕組みにつきましては、それぞれの事業者において確保されていることになっており、それぞれこういった委員会等を設けて環境配慮をする仕組みを持っていると聞いているということで書かせていただきました。全てを網羅的にしていない部分がありましたので併せて確認をさせていただいて、今御指摘のありました部分も含めて資料を調べさせていただいて、後ほど各委員の方に補足ということで送らせていただきたいと思います。

平吹委員：県の職員の方も大変お忙しくされていらっしゃるし、今日の資料を拝見しても複雑な仕事に忙殺されているなどお察し申し上げますが、私の知人にも少なからず特に大津波で被害を受けた場所に関しては、これからどうなっていくのかと関心や不安を持っている方も多いので、そのような心配を拭い去る方法の一つとして情報をできるだけ丁寧に公開していただくことだと思いますので、大変申し訳ないのですが、その辺のところはよろしくお願ひしたいと思ひます。

事務局：今回は会長からの御指示もありまして、こういう形でそれぞれの担当ごとに調べさせていただいたということもござひますし、平吹委員から御指摘のあつた部分も含めまして確認をさせていただきたいと思ひます。

菊地会長：私からですが、この資料の中で国の整備事業としてやられる場所とそれ以外、少なくとも県の整備事業に関しては、県の中のお話なので自然保護課は当然関わっていくものと思ひますが、どういう風に関わっていくものなのか教えてください。

事務局：すみません。資料が細かくて恐縮なのですが、先ほどの資料の中でそれぞれ国ごとの局の担当を色分けで書かせていただきまして、更に詳細を図ごとに海岸ごとに資料の記載があるのですが、その中で括弧書きで記載があるところだけは国が直轄でやっているところでありまして、県や市というようなところは原則として、そこから更に自治体が分担してやっている事業という形になります。先ほど、お話がありましたその中で自然保護課での役割は県の事業におきまして、事業をする側の県、自然を守る側の県と分かれておりますので、実際に県において自然保護課に協議等をする必要のある案件につきましては、別途、部局の方から自然保護課に、例えばこれを新たに造りたいので手続や制度によっては協議や申し出があつたりするのですが、それについては当課で審査する形になっております。

菊地会長：申し出があつてから対応するという形になるのでしょうか。

事務局：公共事業等においてもアセスが必要なもの、そうではないもの、それから自然公園法や自然環境保全条例等において手続が必要なものには全て規定がござひますので、その規定や法律に沿つて手続がなされているということござひます。

菊地会長：それでは、他にありますでしょうか。

高橋委員：海岸域の詳しい調査報告を見させていただきまして、仙台は非常に豊かな良い環境なのだと思ひました。その中で海岸堤防のことですが、非常に豊かなところがこの海岸堤防で分断されてしまつて、この汽水域が壊されるのではないかというような、会長さんの質問に加えると自然保護課の方が待ったをかけるような状況はないのでしょうか。非常に多くの県民の方が高い堤防、私も堤防の下に行つたことがあるのですが、海の匂いさえ感じ

ない状況なんですね。堤防に上がってみると、すぐ目の前に海があるのですが、反対側の陸側に居ると海を感じることもできない、そのような状況で果たしてよいのだろうかという情緒的な話になりますけども、そういうふうにも思ったりもしていますし、多くの県民から問い合わせや意見を聞かれたりすることがありますので、自然保護課としてはどうなのでしょう。

事務局：自然保護課といたしましては、例えば自然環境保全地域や様々な指定の掛かかったものに関しましては学術調査等を実施したり、自然公園に指定されているようなところにおいては、それぞれ手続に沿って作業をしているところでございます。また、様々な寄せられる情報の中で特に必要性の高いものについては、実際に事業を担当している事業課の方にも情報提供をさせていただきまして、極力必要な対応を執っていただくよう働き掛けをしているところですが、どうしても役所の一機関というところもございまして、制度の中での対応になるのですけれども。もう一つは、県庁全体での自然環境保護に関する機運の醸成のようなものが重要であって、実際の事業課の方々の環境配慮の思想と申しますか、そういったものが上がっていく必要性が非常に高いと考えておりますので、極力そういった機運の醸成を調整していくような取組をしてみたいと考えております。

高階委員：2点ほど意見を述べさせていただきます。先ほど平吹先生がおっしゃったことは非常に重いことだと思います。各委員会や各団体が震災被害について植物・動物はどうなるのかという色々調査したり意見を出し合ったりする機会はよくあるのですが、それをどの程度、県の方でくみ取って実施に運んでいただけるのかなど、そのたびごとに考えておりましたので、これからは是非そういう意見のまとめや情報をくみ取って集められて生かしていただきたいです。それから、もう一つは私も被災地を回って色々被災状況を見たりしておりますけど、やはり被災されても悪い環境でもここに住むしかないという人達によく行き会うわけで、そういう人達の意見を聞くと先ほどの高橋委員のお話にあったような意見をよく聞きます。先ほど県の方からお話がありましたように、こういうことを聞いたり、まとめて実施していくに当たっても、できるだけ専門的な先生方がまとめられたことがもとよりですけど、地元の方々の感情や意見もまとめられて、それをよくくんでいただいて、ずれがないように実施のときに地元の方との摩擦がないように進められますよう、重ねてよろしくお願ひしたいと思います。

事務局：環境保護の方では、こういった自然環境保全の努力を進めようとしているので、是非委員を利用する形で少しでも良い形で残るように努力していただきたいと思います。

菊地会長：それでは、次は報告事項（6）自然環境保全審議会温泉部会に係る処分状況についてですが、冒頭で事務局から申し上げましたとおり非公開となりますので、傍聴者・報道関

係の皆様にはここで一時、御退席をお願いいたします。それでは、温泉部会の審議結果につきまして、佐藤副部長から報告をお願いいたします。

佐藤副部長：（資料説明）

菊地会長：それでは、ただ今の御報告について委員の皆様、御確認したい事項はございますでしょうか。なければ、ここで退席していただいております傍聴者・報道関係者の皆様を会場内に御案内いたします。それでは、審議会を再開いたします。次に4その他ですが、各委員の皆様から何かありますか。それでは、事務局より何かありますか。

事務局：特にございません。

菊地会長：それでは、以上で本日の議事を全て終了といたします。御協力ありがとうございました。

司 会：菊地会長ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、長時間、熱心に御審議いただきまして、誠にありがとうございました。本日賜りました御意見を十分に受け止め、今後の自然環境行政に活かしてまいりたいと存じます。以上をもちまして、本日の宮城県自然環境保全審議会的一切を終了いたします。ありがとうございました。